



資料提供
滋賀労働局発表
平成31年4月10日(水)
解禁

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 間塚 恒夫
	課長補佐 今宿 裕子
	地方障害者雇用担当官 橋本 光敏 (電話)077-526-8686

滋賀県内の民間機関における平成30年6月1日現在の 障害者雇用状況報告の集計結果について

－雇用率改正後の初集計、雇用される障害者数過去最高を更新－

滋賀労働局（局長 石坂弘秋）では、このほど、民間企業における平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したもので、平成30年4月1日に障害者雇用率が引上げとなってから初めての集計となります。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内に本社のある民間企業 <法定雇用率 2.2% (2.0%) >

- 雇用されている障害者数（注1）は、3,128.0人（2,840.5人）で、前年から10.1%増加し、9年連続過去最高を更新した。
- 実雇用率（注2）は、2.23%（2.13%）で過去最高を更新。前年から0.1ポイント上昇し、全国平均 2.05%（1.97%）を上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は、54.8%（60.7%）で、前年を5.9ポイント下回った。
()内は昨年度の数値
- 未達成企業等に対する取組
 - 全ての未達成企業に対して訪問または呼出による指導を実施しています。
 - 特に、障害者を一人も雇用していない企業（雇用ゼロ企業）や平成30年4月からの障害者雇用率の引上げにより未達成となった企業等に対して、重点的に指導を行っています。

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。人数の算定に当たっては、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者を除く。）については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人を0.5人と数えて算出している。

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（8頁参照）

- ・滋賀県内にある民間企業（45.5人以上規模の企業888社：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は、3,128.0人で、前年より10.1%増加し、9年連続で過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,742.0人（前年比6.3%増）知的障害者は983.0人（同8.2%増）、精神障害者は403.0人（同37.5%増）となり、特に精神障害者の伸び率が大きい。
- ・実雇用率は、2.23%となり、3年連続で過去最高となり、全国平均の2.05%を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、54.8%（888社のうち487社）であり、前年を5.9ポイント下回ったが、全国平均の45.9%を大きく上回った。

平成30年4月1日から法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げとなったことや企業における常用労働者数が増加したことから、対象となる企業数は前年に比べ99社（12.5%）増加した。法定雇用率達成企業数は487社と、前年より8社（1.7%）増加した。

○ 企業規模別の状況（9頁参照）

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100人未満規模企業以外は全て増加した。
- ・実雇用率は、100人未満以外は前年より上昇した。なお、民間企業全体の実雇用率2.23%と比較すると、100人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となっている。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業以外は、前年を下回った。

企業規模	企業数	法定常用労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合(%)	
				30年度	29年度		30年度	29年度
	888	140,389.0	3128.0	2.23	2.13	487	54.8	60.7
45.5-50人未満	47	2,221.0	50.0	2.25	-	25	53.2	-
50-100人未満	421	28,884.0	661.0	2.29	2.52	221	52.5	58.6
100-300人未満	331	50,776.0	1,107.0	2.18	1.84	201	60.7	63.0
300-500人未満	57	19,521.0	382.0	1.96	1.86	22	38.6	52.8
500-1000人未満	23	13,918.5	290.0	2.08	2.06	11	47.8	76.2
1000人以上	9	25,068.5	638.0	2.55	2.50	7	77.8	77.8

注) 企業規模 45.5-50人未満は、平成30年4月1日の雇用率引上げ後改正により新たに対象となった。

○ 産業別の状況 (10～13頁参照)

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」「情報通信業」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・産業別の実雇用率が前年を上回った業種は8業種と、前年の6業種から増加した。
- ・法定雇用率を上回った業種は、「運輸業、郵便業」(2.42%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.26%)、「医療、福祉」(3.46%)となっている。

	企業数 (社)	法定常用労働 者数(人)	雇用障害者数 (人)	実雇用率(%)		法定雇 用率を 上回る 業種	前年の 雇用率 を上回 る業種
				30年度	29年度		
	888	140,389.0	3,128.0	2.23	2.13		
農業、林業	1	-	-	-	-		○
建設業	27	2,841.5	45.5	1.60	1.95		
製造業	321	53,597.5	1,064.5	1.99	1.91		○
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.00	0.00		
情報通信業	9	1,672.5	20.0	1.20	1.39		
運輸業、郵便業	60	6,561.5	158.5	2.42	2.17	○	○
卸売業、小売業	98	24,270.5	511.0	2.11	2.07		○
金融業、保険業	11	4,961.5	94.0	1.89	2.04		
不動産業、物品賃貸業	13	1,107.0	10.0	0.90	0.96		
学術研究、専門・技術サービス業	11	1,681.0	27.0	1.61	1.87		
宿泊業、飲食サービス業	30	3,912.0	84.0	2.15	1.85		○
生活関連サービス業、娯楽業	21	1,812.0	41.0	2.26	2.53	○	
教育、学習支援業	14	1,340.5	13.5	1.01	1.39		
医療、福祉	157	22,398.5	775.5	3.46	3.12	○	○
複合サービス事業	13	2,617.5	48.0	1.83	1.77		○
サービス業	102	11,558.5	234.5	2.03	1.78		○

注) -は1社のため、掲載していない。

○ 法定雇用率未達成の企業の状況 (14頁参照)

- ・平成30年の法定雇用率未達成の企業は401社で前年より91社増加した。ハローワークの指導等により、前年未達成であったが、本年達成となった企業は59社であった。
- ・401社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)が74.3%(298社)あり、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)は56.9%(228社)であった。1人不足企業数は昨年より63社増加し、障害者雇用ゼロ企業は45社増加した。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

平成	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減(%)		対前年増減(%)	滋賀県	全国	滋賀県	全国
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8
29	133,561.5	2.8	2,840.5	4.7	2.13	1.97	60.7	50.0
30	140,389.0	5.1	3,128.0	10.1	2.23	2.05	54.8	45.9

注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

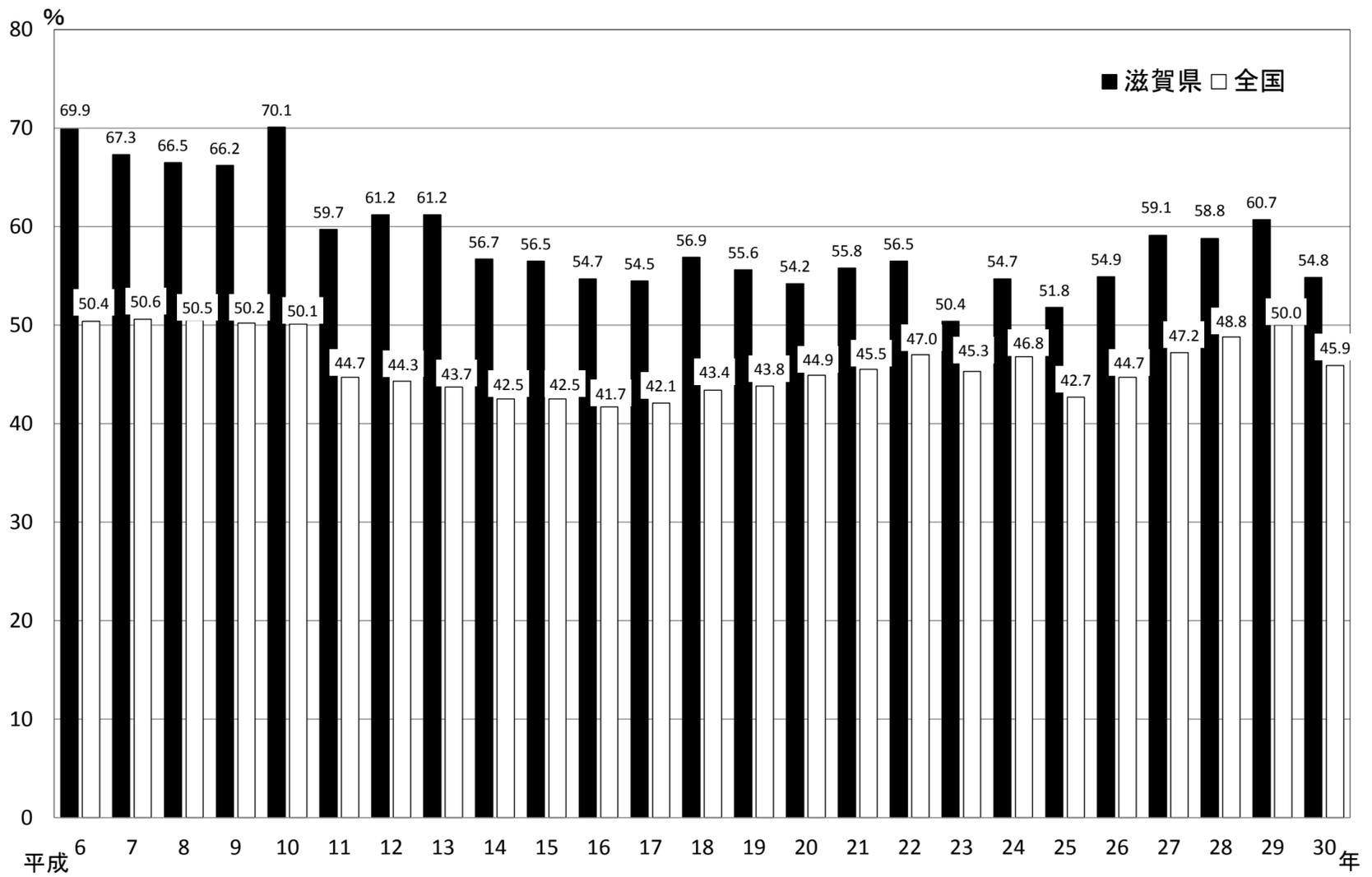
平成5年～
 { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。

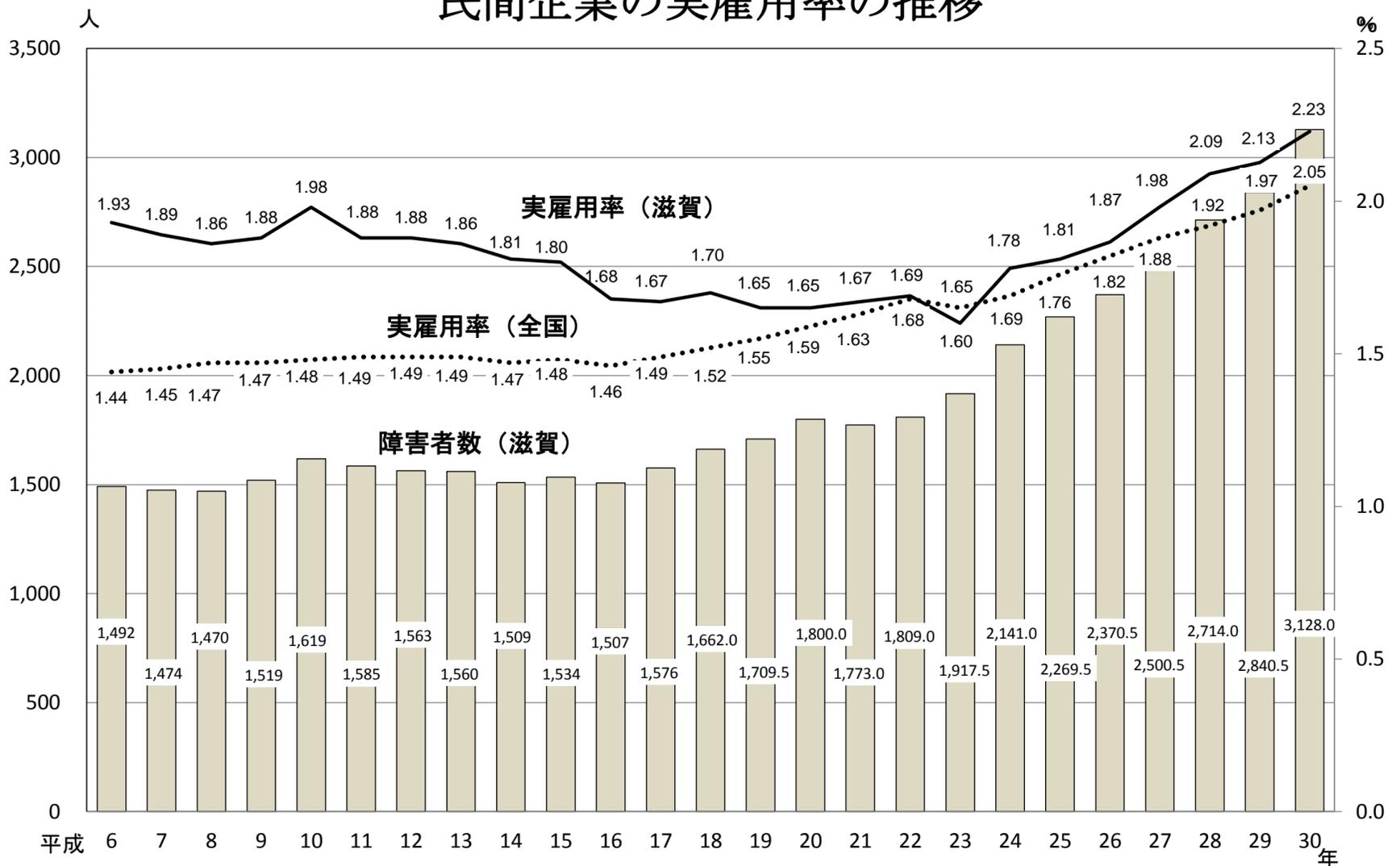
平成23年～
 { 短時間労働者を常用労働者数に加える。
 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える

平成30年～
 { 精神障害者である短時間労働者のうち、①②いずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。
 ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
 ②平成27年6月2日より以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳取得した者であること

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

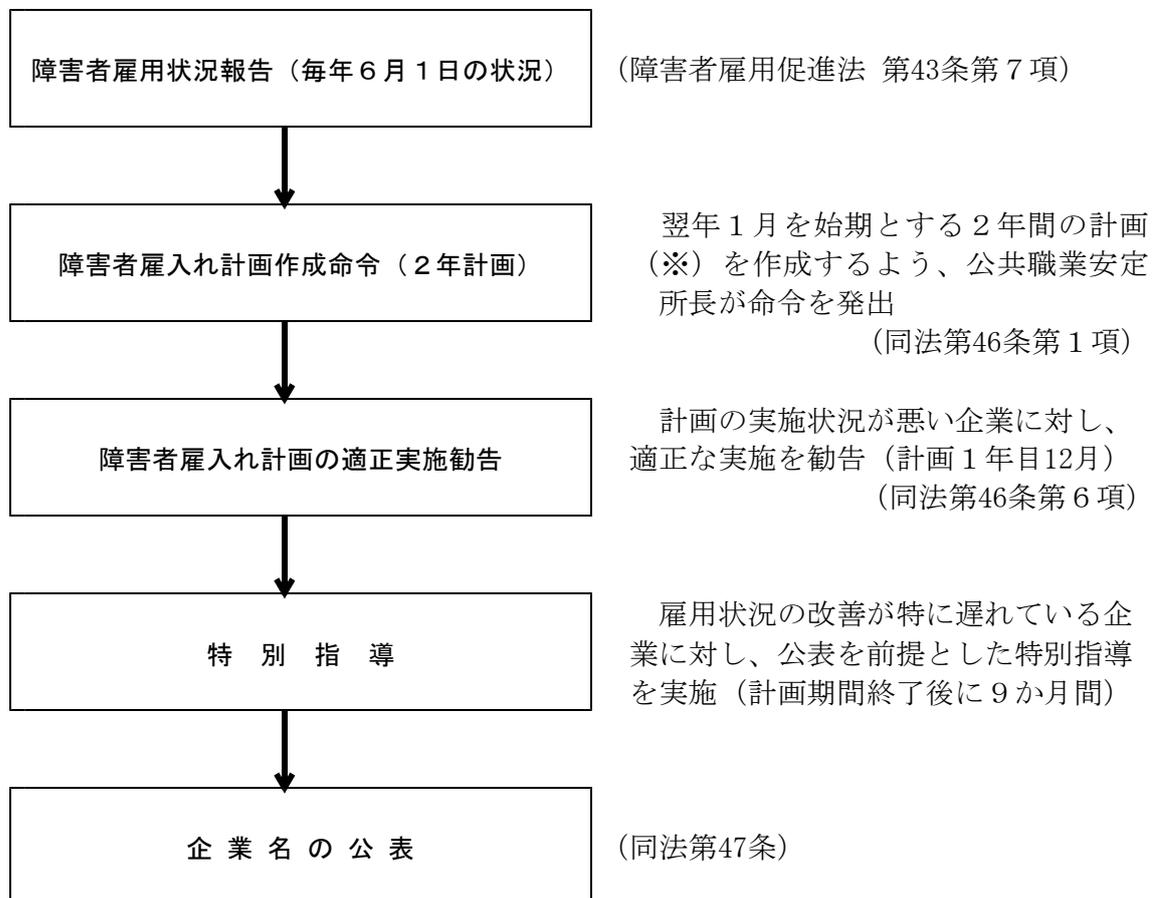
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国]

- 平成29年度の実績 () は滋賀県
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社 (4社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社 (0社)
 - * 「特別指導」の実施 23社 (0社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社 (2社)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社（再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、 28年度 2社、 29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
滋賀県	888 (789)	140,389.0 (133,561.5)	474 (444)	109 (103)	1,895 (1,653)	352 (393)	3,128.0 (2,840.5)	384.0 (291.5)	2.23 (2.13)	487 (479)	54.8 (60.7)
全国	100,586 (91,024)	26,104,834.5 (25,204,720.0)	117,892 (112,860)	16,026 (14,842)	262,305 (231,187)	41,309 (48,092)	534,769.5 (495,795.0)	60,491.5 (50,940.0)	2.05 (1.97)	46,217 (45,553)	45.9 (50.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d.のうち(①の表注4)に該当する短時間労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
滋賀県	3,128.0 (2,840.5)	421 (395)	85 (75)	743 (710)	144 (128)	1,742.0 (1,639.0)	170.5 (135.5)	53 (49)	24 (28)	774 (707)	158 (151)	983.0 (908.5)	108.5 (78.5)	286 (236)	142 (114)	92 (0)	403.0 (293.0)	105.0 (77.5)
全国	534,769.5 (495,795.0)	98,193 (94,234)	11,691 (10,821)	129,993 (126,584)	16,276 (15,162)	346,208.0 (333,454.0)	28,506.0 (26,413.5)	19,699 (18,626)	4,335 (4,021)	68,757 (63,181)	17,353 (15,679)	121,166.5 (112,293.5)	14,074.0 (12,739.0)	50,708 (41,422)	20,527 (17,251)	12,847 (-)	67,395.0 (50,047.5)	17,911.5 (11,787.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 %	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 人	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 人	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 人	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 人	e. d. のうち精神障害者である短時間労働者 (注4) 人	E. 計 $A \times 2 + B + C + e + (D - e) \times 0.5$ 人				F. うち新規雇用分 人
規模計	888 (789)	140,389.0 (133,561.5)	474 (444)	109 (103)	1,803 (1,653)	444 (393)	92 (0)	3,128.0 (2,840.5)	384.0 (291.5)	2.23 (2.13)	487 (479)	54.8 (60.7)
45.5～100人未満	468 (382)	31,105.0 (26,850.0)	103 (86)	35 (31)	404 (391)	119 (165)	13 (0)	711.0 (676.5)	98.5 (102.5)	2.29 (2.52)	246 (224)	52.6 (58.6)
100～300人未満	331 (324)	50,776.0 (50,129.5)	150 (148)	41 (32)	629 (544)	205 (101)	69 (0)	1,107.0 (922.5)	164.0 (101.5)	2.18 (1.84)	201 (204)	60.7 (63.0)
300～500人未満	57 (53)	19,521.0 (18,265.0)	65 (55)	7 (9)	232 (209)	22 (23)	4 (0)	382.0 (339.5)	47.5 (38.0)	1.96 (1.86)	22 (28)	38.6 (52.8)
500～1,000人未満	23 (21)	13,918.5 (12,888.0)	52 (51)	5 (6)	170 (149)	19 (17)	3 (0)	290.0 (265.5)	29.0 (18.0)	2.08 (2.06)	11 (16)	47.8 (76.2)
1,000人以上	9 (9)	25,068.5 (25,429.0)	104 (104)	21 (25)	368 (360)	79 (87)	3 (0)	638.0 (636.5)	45.0 (31.5)	2.55 (2.50)	7 (7)	77.8 (77.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者 人	b. 重度身体障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の身体障害者 人	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ 人	f. うち新規雇用分 人	a. 重度知的障害者 人	b. 重度知的障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の知的障害者 人	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ 人	f. うち新規雇用分 人	c. 精神障害者 人	d. 精神障害者である短時間労働者 人	e. d. のうち精神障害者である短時間労働者(注4) 人	e. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$ 人	f. うち新規雇用分 人	
規模計	3,128.0 (2,840.5)	421 (395)	85 (75)	743 (710)	144 (128)	1,742.0 (1,639.0)	170.5 (135.5)	53 (49)	24 (28)	774 (707)	158 (151)	983.0 (908.5)	108.5 (78.5)	286 (236)	142 (114)	92 (0)	403.0 (293.0)	105.0 (77.5)	
45.5～100人未満	711.0 (676.5)	90 (73)	26 (14)	154 (136)	46 (31)	383.0 (311.5)		13 (13)	9 (17)	185 (179)	50 (75)	245.0 (259.5)		65 (76)	23 (59)	13 (0)	83.0 (105.5)		
100～300人未満	1,107.0 (922.5)	137 (137)	34 (32)	274 (265)	46 (37)	605.0 (589.5)		13 (11)	7 (0)	241 (199)	69 (35)	308.5 (238.5)		114 (80)	90 (29)	69 (0)	193.5 (94.5)		
300～500人未満	382.0 (339.5)	59 (50)	6 (6)	102 (101)	9 (10)	230.5 (212.0)		6 (5)	1 (3)	82 (77)	3 (3)	96.5 (91.5)		48 (31)	10 (10)	4 (0)	55.0 (36.0)		
500～1,000人未満	290.0 (265.5)	47 (47)	4 (4)	78 (67)	7 (6)	179.5 (168.0)		5 (4)	1 (2)	73 (64)	6 (8)	87.0 (78.0)		19 (18)	6 (3)	3 (0)	23.5 (19.5)		
1,000人以上	638.0 (636.5)	88 (88)	15 (19)	135 (141)	36 (44)	344.0 (358.0)		16 (16)	6 (6)	193 (188)	30 (30)	246.0 (241.0)		40 (31)	13 (13)	3 (0)	48.0 (37.5)		

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者	D. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	e. d. のうち精神 障害者である短 時間労働者(注 4)	E. 計 A×2+B+C+e+(D -e)×0.5				F. うち新規雇 用分
産業計	企業 888 (789)	人 140,389.0 (133,561.5)	人 474 (444)	人 109 (103)	人 1,803 (1,653)	人 444 (393)	人 92 (0)	人 3,128.0 (2,840.5)	人 384.0 (291.5)	% 2.23 (2.13)	企業 487 (479)	% 54.8 (60.7)
農、林、漁業	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利 採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	27 (18)	2,841.5 (2,360.5)	8 (10)	0 (0)	28 (24)	3 (4)	0 (0)	45.5 (46.0)	2.0 (4.5)	1.60 (1.95)	13 (11)	48.1 (61.1)
製造業	321 (285)	53,597.5 (50,633.5)	162 (158)	14 (10)	704 (623)	41 (35)	4 (0)	1,064.5 (966.5)	127.5 (72.5)	1.99 (1.91)	169 (173)	52.6 (60.7)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	9 (7)	1,672.5 (1,550.0)	4 (4)	0 (0)	12 (13)	0 (1)	0 (0)	20.0 (21.5)	2.0 (2.5)	1.20 (1.39)	4 (5)	44.4 (71.4)
運輸業、郵便業	60 (55)	6,561.5 (6,188.5)	28 (22)	7 (5)	89 (79)	10 (13)	3 (0)	158.5 (134.5)	21.0 (23.5)	2.42 (2.17)	42 (36)	70.0 (65.5)
卸売業、小売業	98 (91)	24,270.5 (24,213.0)	65 (65)	16 (20)	319 (309)	85 (85)	7 (0)	511.0 (501.5)	45.5 (27.5)	2.11 (2.07)	48 (45)	49.0 (49.5)
金融業、保険業	11 (11)	4,961.5 (4,517.0)	24 (20)	10 (12)	26 (28)	20 (24)	0 (0)	94.0 (92.0)	3.5 (5.0)	1.89 (2.04)	4 (8)	36.4 (72.7)
不動産業、 物品賃貸業	13 (9)	1,107.0 (834.5)	1 (3)	3 (0)	4 (2)	2 (0)	0 (0)	10.0 (8.0)	4.5 (1.0)	0.90 (0.96)	3 (3)	23.1 (33.3)
学術研究、専門・技 術サービス業	11 (8)	1,681.0 (1,443.5)	6 (6)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	27.0 (27.0)	0.0 (2.0)	1.61 (1.87)	4 (5)	36.4 (62.5)
宿泊業、飲食サービ ス業	30 (27)	3,912.0 (3,569.5)	10 (8)	4 (3)	52 (39)	15 (16)	1 (0)	84.0 (66.0)	4.0 (11.0)	2.15 (1.85)	19 (15)	63.3 (55.6)
生活関連サービス 業、娯楽業	21 (14)	1,812.0 (1,484.5)	6 (4)	3 (5)	23 (24)	6 (1)	0 (0)	41.0 (37.5)	2.0 (3.0)	2.26 (2.53)	10 (8)	47.6 (57.1)
教育、学習支援業	14 (14)	1,340.5 (1,296.5)	2 (4)	1 (0)	8 (10)	1 (0)	0 (0)	13.5 (18.0)	2.0 (3.0)	1.01 (1.39)	4 (8)	28.6 (57.1)
医療、福祉	157 (150)	22,398.5 (21,760.5)	104 (90)	38 (42)	381 (360)	226 (193)	71 (0)	775.5 (678.5)	120.0 (90.0)	3.46 (3.12)	104 (108)	66.2 (72.0)
複合サービス事業	13 (14)	2,617.5 (3,242.0)	9 (13)	0 (0)	30 (31)	0 (1)	0 (0)	48.0 (57.5)	7.0 (1.5)	1.83 (1.77)	9 (10)	69.2 (71.4)
サービス業	102 (85)	11,558.5 (10,407.0)	45 (37)	13 (6)	111 (95)	35 (20)	6 (0)	234.5 (185.0)	43.0 (44.5)	2.03 (1.78)	53 (43)	52.0 (50.6)

注 ーは1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d.のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分	
産業計	3,128.0 (2,840.5)	421 (395)	85 (75)	743 (710)	144 (128)	1,742.0 (1,639.0)	170.5 (135.5)	53 (49)	24 (28)	774 (707)	158 (151)	983.0 (908.5)	108.5 (78.5)	286 (236)	142 (114)	92 (0)	403.0 (293.0)	105.0 (77.5)	
農、林、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
建設業	45.5 (46.0)	8 (10)	0 (0)	23 (19)	3 (4)	40.5 (41.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)		
製造業	1064.5 (966.5)	142 (140)	11 (7)	294 (275)	22 (17)	600.0 (570.5)		20 (18)	3 (3)	320 (270)	11 (7)	368.5 (312.5)		90 (78)	8 (11)	4 (0)	96.0 (83.5)		
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
情報通信業	20.0 (21.5)	4 (4)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	15.0 (14.0)		0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)		4 (5)	0 (1)	0 (0)	4.0 (5.5)		
運輸業、郵便業	158.5 (134.5)	25 (20)	7 (5)	51 (45)	7 (8)	111.5 (94.0)		3 (2)	0 (0)	26 (24)	0 (0)	32.0 (28.0)		12 (10)	3 (5)	3 (0)	15.0 (12.5)		
卸売業、小売業	511.0 (501.5)	49 (49)	12 (14)	104 (105)	35 (39)	231.5 (236.5)		16 (16)	4 (6)	170 (168)	35 (33)	223.5 (222.5)		45 (36)	15 (13)	7 (0)	56.0 (42.5)		
金融業、保険業	94.0 (92.0)	24 (20)	10 (12)	20 (21)	17 (19)	86.5 (82.5)		0 (0)	0 (0)	4 (3)	1 (2)	4.5 (4.0)		2 (4)	2 (3)	0 (0)	3.0 (5.5)		
不動産業、物品賃貸業	10.0 (8.0)	1 (3)	3 (0)	2 (2)	2 (0)	8.0 (8.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		2 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	27.0 (27.0)	6 (6)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	22.0 (22.0)		0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)		1 (2)	0 (0)	0 (0)	1.0 (2.0)		
宿泊業、飲食サービス業	84.0 (66.0)	9 (7)	4 (2)	16 (16)	3 (2)	39.5 (33.0)		1 (1)	0 (1)	31 (19)	7 (9)	36.5 (26.5)		5 (4)	5 (5)	1 (0)	8.0 (6.5)		
生活関連サービス業、娯楽業	41.0 (37.5)	5 (3)	2 (2)	4 (4)	3 (1)	17.5 (12.5)		1 (1)	1 (3)	17 (19)	1 (0)	20.5 (24.0)		2 (1)	2 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)		
教育・学習支援業	13.5 (18.0)	2 (4)	1 (0)	4 (6)	1 (0)	9.5 (14.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		
医療、福祉	775.5 (678.5)	93 (79)	23 (27)	119 (116)	26 (25)	341.0 (313.5)		11 (11)	15 (15)	172 (174)	101 (93)	259.5 (257.5)		90 (70)	99 (75)	71 (0)	175.0 (107.5)		
複合サービス事業	48.0 (57.5)	9 (13)	0 (0)	18 (22)	0 (1)	36.0 (48.5)		0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)		8 (6)	0 (0)	0 (0)	8.0 (6.0)		
サービス業	234.5 (185.0)	44 (37)	12 (6)	71 (63)	25 (12)	183.5 (149.0)		1 (0)	1 (0)	20 (17)	2 (7)	24.0 (20.5)		20 (15)	8 (1)	6 (0)	27.0 (15.5)		

注 ーは1社の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	e. d. のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	E. 計 A×2+B+C+e+ (D-e)×0.5				F. うち新規雇用分
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	321 (285)	53,597.5 (50,633.5)	162 (158)	14 (10)	704 (623)	41 (35)	4 (0)	1,064.5 (966.5)	127.5 (72.5)	1.99 (1.91)	169 (173)	52.6 (60.7)
食料品・たばこ	15 (15)	2,655.0 (2,549.5)	4 (3)	1 (1)	48 (49)	8 (4)	0 (0)	61.0 (58.0)	5.0 (5.0)	2.30 (2.27)	10 (12)	66.7 (80.0)
繊維工業	19 (17)	3,137.0 (2,934.0)	3 (4)	4 (2)	44 (46)	5 (6)	0 (0)	56.5 (59.0)	4.5 (5.0)	1.80 (2.01)	9 (13)	47.4 (76.5)
木材・家具	6 (6)	415.5 (410.5)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	1.20 (1.22)	3 (4)	50.0 (66.7)
パルプ・紙・印刷	16 (13)	2,550.5 (2,431.5)	9 (10)	0 (0)	36 (30)	0 (0)	0 (0)	54.0 (50.0)	3.0 (4.0)	2.12 (2.06)	10 (10)	62.5 (76.9)
化学工業	39 (34)	5,638.0 (5,194.5)	9 (9)	0 (0)	79 (58)	6 (7)	1 (0)	100.5 (79.5)	23.0 (4.5)	1.78 (1.53)	23 (21)	59.0 (61.8)
窯業・土石	13 (14)	4,407.0 (4,589.5)	21 (23)	0 (0)	74 (75)	0 (0)	0 (0)	116.0 (121.0)	10.0 (3.0)	2.63 (2.64)	5 (7)	38.5 (50.0)
鉄鋼	7 (7)	1,102.0 (939.5)	6 (5)	0 (0)	10 (8)	2 (0)	0 (0)	23.0 (18.0)	2.0 (1.0)	2.09 (1.92)	5 (4)	71.4 (57.1)
非鉄金属	9 (7)	1,836.0 (1,708.0)	5 (5)	0 (0)	27 (20)	0 (0)	0 (0)	37.0 (30.0)	1.0 (3.0)	2.02 (1.76)	3 (3)	33.3 (42.9)
金属製品	28 (23)	2,745.0 (2,614.0)	9 (8)	0 (1)	41 (44)	0 (2)	0 (0)	59.0 (62.0)	2.0 (3.0)	2.15 (2.37)	15 (16)	53.6 (69.6)
電気機械	44 (36)	6,053.5 (4,688.0)	18 (14)	5 (3)	68 (51)	5 (3)	0 (0)	111.5 (83.5)	22.5 (10.5)	1.84 (1.78)	24 (24)	54.5 (66.7)
その他機械	72 (65)	15,194.5 (14,502.0)	54 (54)	1 (0)	169 (152)	11 (8)	2 (0)	284.5 (264.0)	28.5 (17.5)	1.87 (1.82)	33 (37)	45.8 (56.9)
その他	53 (48)	7,863.5 (8,072.5)	24 (23)	3 (3)	103 (85)	4 (5)	1 (0)	156.5 (136.5)	26.0 (16.0)	1.99 (1.69)	29 (22)	54.7 (45.8)

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d.のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
製造業計	1064.5 (966.5)	142 (140)	11 (7)	294 (275)	22 (17)	600.0 (570.5)	20 (18)	3 (3)	320 (270)	11 (7)	368.5 (312.5)	90 (78)	8 (11)	4 (0)	96.0 (83.5)	
食料品・たばこ	61.0 (58.0)	1 (1)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	10.0 (8.5)	3 (2)	1 (1)	41 (43)	6 (3)	51.0 (49.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
繊維工業	56.5 (59.0)	1 (2)	2 (0)	19 (19)	4 (5)	25.0 (25.5)	2 (2)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	25.0 (25.0)	6 (8)	1 (1)	0 (0)	6.5 (8.5)	
木材・家具	5.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	
パルプ・紙・印刷	54.0 (50.0)	9 (10)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	32.0 (34.0)	0 (0)	0 (0)	16 (10)	0 (0)	16.0 (10.0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	
化学工業	100.5 (79.5)	8 (8)	0 (0)	38 (34)	4 (3)	56.0 (51.5)	1 (1)	0 (0)	27 (17)	1 (2)	29.5 (20.0)	14 (7)	1 (2)	1 (0)	15.0 (8.0)	
窯業・土石	116.0 (121.0)	21 (23)	0 (0)	37 (40)	0 (0)	79.0 (86.0)	0 (0)	0 (0)	34 (33)	0 (0)	34.0 (33.0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)	
鉄鋼	23.0 (18.0)	6 (5)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	18.0 (16.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	2 (1)	2 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)	
非鉄金属	37.0 (30.0)	4 (4)	0 (0)	7 (4)	0 (0)	15.0 (12.0)	1 (1)	0 (0)	17 (13)	0 (0)	19.0 (15.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	
金属製品	59.0 (62.0)	7 (6)	0 (1)	21 (23)	0 (0)	35.0 (36.0)	2 (2)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	20.0 (20.0)	4 (5)	0 (2)	0 (0)	4.0 (6.0)	
電気機械	111.5 (83.5)	16 (13)	5 (3)	24 (17)	4 (3)	63.0 (47.5)	2 (1)	0 (0)	37 (30)	1 (0)	41.5 (32.0)	7 (4)	0 (0)	0 (0)	7.0 (4.0)	
その他機械	284.5 (264.0)	50 (50)	1 (0)	77 (73)	6 (3)	181.0 (174.5)	4 (4)	0 (0)	61 (52)	2 (1)	70.0 (60.5)	31 (27)	3 (4)	2 (0)	33.5 (29.0)	
その他	156.5 (136.5)	19 (18)	3 (3)	41 (36)	2 (2)	83.0 (76.0)	5 (5)	0 (0)	49 (35)	1 (1)	59.5 (45.5)	13 (14)	1 (2)	1 (0)	14.0 (15.0)	

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9.5人以下	10人以上	
規模計	401 (100.0%)	298 (74.3%)	61 (15.2%)	24 (6.0%)	14 (3.5%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	228 (56.9%)
45.5-100人未満	222 (100.0%)	214 (96.4%)	8 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	197 (88.7%)
100-300人未満	130 (100.0%)	70 (53.8%)	41 (31.5%)	15 (11.5%)	4 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	31 (23.8%)
300-500人未満	35 (100.0%)	10 (28.6%)	8 (22.9%)	8 (22.9%)	8 (22.9%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	12 (100.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)
1,000人以上	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985

資料提供

滋賀労働局発表
平成30年12月25日(火)

担当

滋賀労働局職業安定部職業対策課
課長 間塚 恒夫
課長補佐 今宿 裕子
地方障害者雇用担当官 矢尾 忠之
(電話)077-526-8686

滋賀県内の公的機関における平成30年6月1日現在の 障害者の任免状況等の集計結果について

— 公的機関における実雇用率は全体的に上昇 —

滋賀労働局（局長 石坂弘秋）では、このほど滋賀県の機関、市町等の機関、滋賀県教育委員会及び地方独立行政法人等から通報・報告された障害者の任免状況等を取りまとめましたので、公表します。

公的機関等は、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第40条、第43条に基づき毎年、障害者である職員の任免等を、厚生労働大臣に通報・報告しなければならないこととされています。

今回の集計結果は、同法に基づき通報・報告された平成30年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用の状況について、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内の公的機関等における雇用状況

（法定雇用率^(注1) 2.5%、県教育委員会は2.4%）

- 1 滋賀県の機関
・雇用障害者数 103.0人（98.0人）、実雇用率^(注2) 2.56%（2.48%）
- 2 滋賀県教育委員会
・雇用障害者数 168.5人（151.5人）、実雇用率 2.07%（1.85%）
- 3 市町等の機関
・雇用障害者数 344.0人（321.0人）、実雇用率 2.49%（2.32%）
- 4 地方独立行政法人等
・雇用障害者数 51.0人（41.0人）、実雇用率 2.00%（1.59%）

※（ ）は前年の値

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

(注1) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算入することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.2% [2.0%]
	(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
	特殊法人等	2.5% [2.3%]
	労働者数40.0人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
○ 国、地方公共団体		2.5% [2.3%]
	(40.0人 [43.5人] 以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会		2.4% [2.2%]
	(42.0人 [45.5人] 以上規模の機関)	

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(注2) 実雇用率

以下の算定式により算出する。

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{常用労働者数}}$$

平成30年公的機関等の障害者任免状況通報書等 滋賀県内の集計結果(概要)

1. 地方公共団体における雇用状況 (4～6頁参照)

地方公共団体(県・市町、公立病院等)の機関において雇用されている障害者の数は615.5人で、前年(570.5人)より45.0人増加した。

各機関の実雇用率は、滋賀県の機関が2.56%、滋賀県教育委員会が2.07%、市町等の23機関が2.49%であった。

滋賀県の機関では、障害者の雇用にかかる不足数は0.0人で、達成しているが、滋賀県教育委員会においては、26.5人の不足となっている。

市町等の機関においては、全体で11.0人不足し、大津市、米原市、多賀町、日野町および竜王町が未達成となっている。公立甲賀病院組合においては、6.1現在未達成であったが、公表日時点で達成している。

2. 地方独立行政法人等における雇用状況 (7頁参照)

地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は51.0人で、前年(41.0人)より10.0人増加した。

地方独立行政法人等においては、全体で11.0人不足し、地方独立行政法人市立大津市民病院が未達成となっている。国立大学法人滋賀医科大学および公立大学法人滋賀県立大学においては、6.1日現在未達成であったが、公表日時点で達成している。

1. 地方公共団体における状況（概況）

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	備考
滋賀県の機関 (法定雇用率2.5%)		4,029.0	103.0	2.56	(注3)
		(3,957.0)	(98.0)	(2.48)	
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.4%)		8,143.5	168.5	2.07	(注4)
		(8,171.5)	(151.5)	(1.85)	
市町等の機関 (法定雇用率2.5%)		13,799.0	344.0	2.49	(注3)
		(13,831.0)	(321.0)	(2.32)	
地方独立行政法人等 (法定雇用率2.5%)		2,554.0	51.0	2.00	(注3)
		(2,580.5)	(41.0)	(1.59)	
全国	都道府県の機関 (法定雇用率2.5%)	337,872.0	8,244.5	2.44	(注3)
		(336,880.0)	(7,951.5)	(2.36)	
	都道府県等の 教育委員会 (法定雇用率2.4%)	665,709.0	12,670.0	1.90	(注4)
		(668,289.5)	(12,385.5)	(1.85)	
	市町村等の機関 (法定雇用率2.5%)	1,060,809.5	25,241.5	2.38	(注3)
		(1,130,049.5)	(25,859.0)	(2.29)	

注1 平成30年12月10日までの通報・報告(修正含む)に基づき集計している。

2 下段()は平成29年6月1日現在の数値である。

3 平成29年6月1日現在の法定雇用率は2.3%である。

4 平成29年6月1日現在の法定雇用率は2.2%である。

2. 各地方公共団体における状況

(1) 滋賀県の機関（法定雇用率2.5%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	4,029.0	103.0	2.56	0.0	
滋賀県知事部局	3,652.5	92.0	2.52	0.0	(注4)
滋賀県議会事務局	41.0	1.0	2.44	0.0	
滋賀県警察本部	335.5	10.0	2.98	0.0	

(2) 滋賀県教育委員会（法定雇用率2.4%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
滋賀県教育委員会	8,143.5	168.5	2.07	26.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 滋賀県知事部局は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む(特例認定を受けている)。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(3) 市町等の機関における状況

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	13,799.0	344.0	2.49	11.0	
大津市役所	1,918.0	43.0	2.24	4.0	(注4-①)
高島市役所	512.0	15.0	2.93	0.0	(注4-②)
長浜市役所	1,347.5	34.0	2.52	0.0	(注4-③)
米原市役所	408.5	8.0	1.96	2.0	(注4-④)
彦根市役所	1,098.0	28.0	2.55	0.0	(注4-⑤)
近江八幡市役所	1,098.0	27.0	2.46	0.0	(注4-⑥)
東近江市役所	891.0	24.0	2.69	0.0	(注4-⑦)
甲賀市役所	771.5	20.5	2.66	0.0	(注4-⑧)
湖南市役所	459.5	12.0	2.61	0.0	(注4-⑨)
草津市役所	844.0	25.0	2.96	0.0	(注4-⑩)
守山市役所	683.0	18.0	2.64	0.0	(注4-⑪)
野洲市役所	422.0	11.5	2.73	0.0	
栗東市役所	398.5	10.0	2.51	0.0	(注4-⑫)
多賀町役場	169.0	3.0	1.78	1.0	
甲良町役場	148.5	4.0	2.69	0.0	
豊郷町役場	148.5	3.0	2.02	0.0	
愛荘町役場	282.5	7.0	2.48	0.0	(注4-⑬)
日野町役場	391.5	8.0	2.04	1.0	(注4-⑭)
竜王町役場	251.0	5.0	1.99	1.0	(注4-⑮)
野洲市教育委員会	168.5	4.5	2.67	0.0	
高島市民病院	207.5	5.0	2.41	0.0	
長浜市病院事業	739.5	19.5	2.64	0.0	
公立甲賀病院組合	441.0	9.0	2.04	2.0	(注5)

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業局を含む。

②高島市は、高島市教育委員会を含む。

③長浜市は、長浜市教育委員会を含む。

④米原市は、米原市教育委員会を含む。

⑤彦根市は、彦根市教育委員会を含む。

⑥近江八幡市は、近江八幡市教育委員会及び近江八幡市立総合医療センターを含む。

⑦東近江市は、東近江市教育委員会を含む。

⑧甲賀市は、甲賀市教育委員会を含む。

⑨湖南市は、湖南市教育委員会を含む。

⑩草津市は、草津市教育委員会を含む。

⑪守山市は、守山市教育委員会を含む。

⑫栗東市は、栗東市教育委員会を含む。

⑬愛荘町は、愛荘町教育委員会を含む。

⑭日野町は、日野町教育委員会を含む。

⑮竜王町は、竜王町教育委員会を含む。

5 公立甲賀病院組合は、公表日現在において不足数0.0人となっている。

3. 地方独立行政法人等における状況

区分		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計		2,554.0	51.0	2.00	11.0	
独立行政法人等 (注1)	国立大学法人 滋賀大学	334.0	8.0	2.40	0.0	
	国立大学法人 滋賀医科大学	1430.5	33.0	2.31	2.0	(注6)
地方独立行政法人等 (注2)	公立大学法人 滋賀県立大学	208.0	4.0	1.92	1.0	(注6)
	地方独立行政法人 市立大津市民病院	581.5	6.0	1.03	8.0	

注1 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

2 「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

5 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

6 国立大学法人滋賀医科大学、公立大学法人滋賀県立大学は、公表日現在において不足数0.0人となっている。